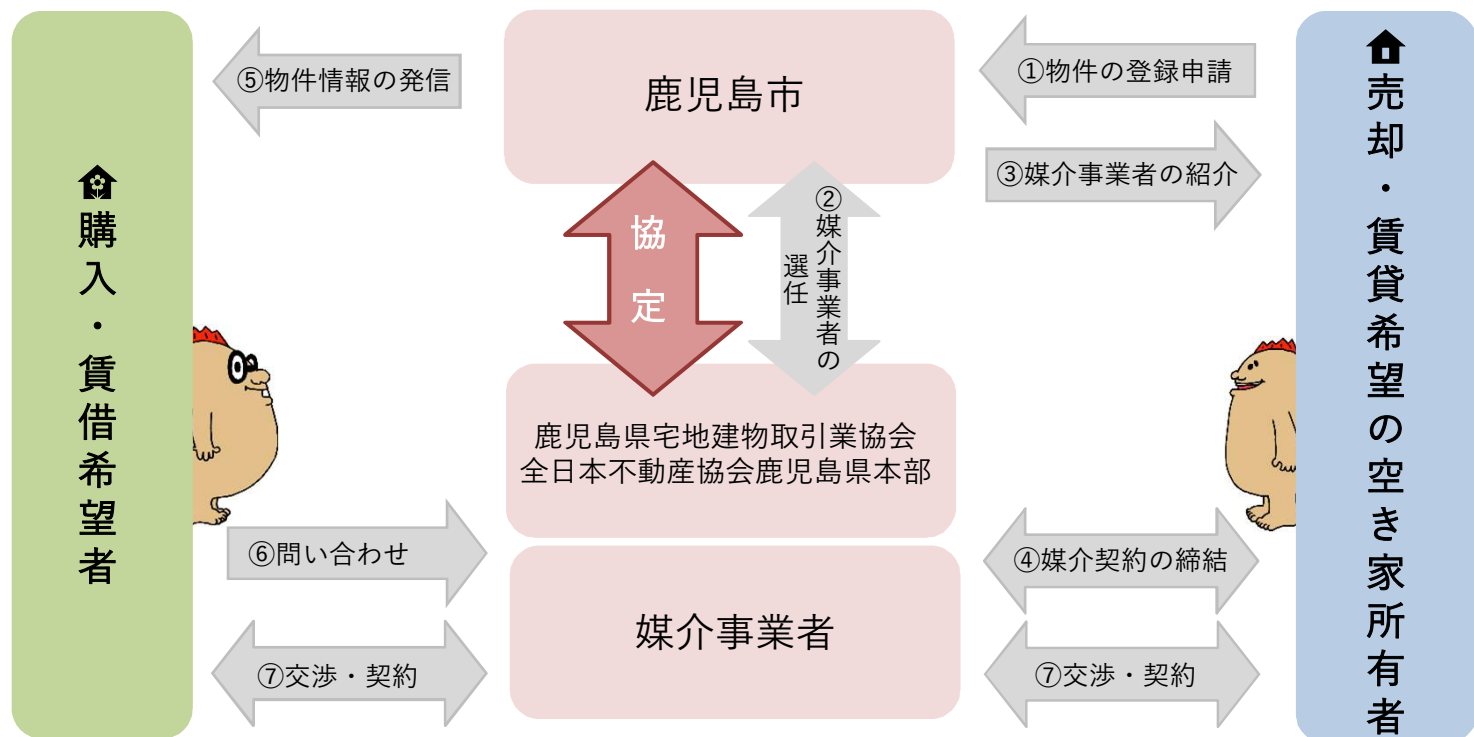


鹿児島市空き家バンク



🏠 空き家バンクとは

- 所有者が売却・賃貸を希望する空き家の情報を、購入・賃貸希望者へ提供する制度です。
- 空き家の売買・賃貸借契約に関する手続きは、鹿児島市と協定を締結した「公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会」及び「公益社団法人全日本不動産協会鹿児島県本部」に所属の媒介事業者が行うため、安心してご利用いただけます。



【お申し込み・お問い合わせ先】

鹿児島市 建築指導課（市役所東別館4階）
Tel：216-1358 Fax：216-1389
メール：kshido-kenan@city.kagoshima.lg.jp
鹿児島市ホームページ→サイト内検索「空き家バンク」



市ホームページ

🏠売却・賃貸希望の空き家所有者 ご契約までの流れ

①物件の登録申請

- 売却・賃貸を希望される所有者は、物件登録申請書と必要書類を建築指導課まで提出してください（郵送可）。

②媒介事業者の紹介・媒介契約の締結

- 協定締結した不動産団体が媒介事業者を選任します。
- 選任された媒介事業者を市から紹介します。
- 所有者は媒介事業者と媒介契約を締結します。

③空き家バンクに登録・公開

- 市ホームページと全国版空き家バンクで物件情報を公開します。



④空き家の売買・賃貸借契約の成立

- 物件の購入・賃貸希望者との仲介は媒介事業者が行います。

●物件登録の要件(敷地を含めすべてを満たすもの)

- ①一戸建ての空き家又は空き家となる予定のもの
- ②媒介契約を締結していないもの
- ③特定空家等でないもの
- ④建築基準法に基づく是正指導を受けていないもの
- ⑤登記が完了し、権利関係が明確であるもの
- ⑥共有者全員の合意が得られているもの

●物件登録時に必要な書類

- 鹿児島市空き家バンク登録物件申請書
- 登録物件の場所が分かる地図
- 登記事項証明書の写し（申請日から3か月以内の発行のもの）
- 登録物件の現況を確認できる写真
- 委任状（代理人に委任する場合）
- 鹿児島市空き家バンク情報提供同意書兼誓約書

🏠購入・賃借希望者 ご契約までの流れ

①空き家バンクで検索



アットホーム空き家バンク



LIFULL HOME'S空き家バンク

②希望物件についてお問い合わせ

- 媒介事業者へご連絡ください。



③空き家の売買・賃貸借契約の成立

- 物件の所有者等との仲介は媒介事業者が行います。

🏠注意事項

- 空き家バンクは、登録された空き家の情報を購入・賃貸希望者へ提供するものであり、市は売買・賃貸借契約及び交渉については関与しません。
- 空き家バンクは、市や媒介事業者が空き家の寄付（売却）を受け付けるものではありません。
- 登録された空き家は、所有者等で適切な管理を行う必要があります。市が管理を行うものではありません。
- 空き家バンクへの登録に費用はかかりませんが、売買・賃貸借契約成立時に宅地建物取引業法第46条第1項の規定に基づき仲介手数料が発生します。